

TEPCO

スマートライフS/L

平成29年11月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

スマートライフS/L

I 本 則

1 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し，夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

2 供給条件の変更

- (1) 当社は，この供給条件を変更することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，変更後の供給条件によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により，この供給条件を変更する必要性が生じた場合，当社は，変更後の託送約款等または法令をふまえ，この供給条件を変更することがあります。この場合，契約期間満了前であっても，料金その他の供給条件は，変更後の供給条件によります。
- (3) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する事項を変更する場合は，当社は，原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 季節区分，平日休日区分および時間帯区分

(1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ 冬 季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

ハ そ の 他 季

夏季および冬季以外の期間をいいます。

(2) 平日休日区分は，次のとおりといたします。

イ 平 日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ 休 日

別表3（休日）に定める日をいいます。

(3) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の平日における毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。

ハ 深々夜時間

毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

ニ 夜間時間

ピーク時間，オフピーク時間および深々夜時間以外の時間をいいます。

4 スマートライフS

(1) 適用範囲

契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるお客さままで，当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 契 約 電 流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が需給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が需給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	280円80銭
契約電流15アンペア	421円20銭
契約電流20アンペア	561円60銭
契約電流30アンペア	842円40銭
契約電流40アンペア	1,123円20銭
契約電流50アンペア	1,404円00銭
契約電流60アンペア	1,684円80銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	25円33銭
------------	--------

(ロ) オフピーク時間

夏季，冬季，その他季共通

1キロワット時につき	25円33銭
------------	--------

(ハ) 深々夜時間

夏季，冬季，その他季共通

1キロワット時につき	17円46銭
------------	--------

(ニ) 夜間時間

夏季，冬季，その他季共通

1キロワット時につき	25円33銭
------------	--------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の

最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	231円55銭
-------------	---------

(4) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

5 スマートライフL

(1) 適 用 範 囲

契約容量が6キロボルトアンペア以上であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が需給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が需給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算

定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円80銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	25円33銭
------------	--------

(ロ) オフピーク時間

夏季，冬季，その他季共通

1キロワット時につき	25円33銭
------------	--------

(ハ) 深々夜時間

夏季，冬季，その他季共通

1キロワット時につき	17円46銭
------------	--------

(ニ) 夜間時間

夏季，冬季，その他季共通

1キロワット時につき	25円33銭
------------	--------

(4) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしま

せん。

6 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量は、季節別、平日休日別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

7 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約種別の変更を希望される場合の変更後の契約期間は、需給契約の変更が成立した日から変更後の料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

8 その他

- (1) その他の事項については、需給約款のスタンダードSまたはスタンダードLにかかわる規定を準用するものといたします。

- (2) この供給条件の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔適用範囲〕）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目（適用範囲）

1 夜間蓄熱式機器

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表1（夜間蓄熱式機器）の「主として深々夜時間または夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を深々夜時間または夜間時間とすることができる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款31（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

- (4) 当社は、別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款31（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

- (3) 当社は、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オ

フピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則（実施期日）

この供給条件は、平成29年11月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として深々夜時間または夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 休 日

この供給条件において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日